

J A すこやか定期貯金規定

1. 預入資格

本定期貯金は、国民年金・厚生年金または各種共済組合年金、農業者年金・企業年金・みどり年金等（以下合わせて「公的年金等」といいます。）の受取りを当組合で既に開始されているお客さま、または当組合で新たに開始されるお客さま、もしくは公的年金等の受取指定を当組合へ変更されるお客さまに限りお預け入れできます。

2. 取扱店舗

本定期貯金のお預入れおよびお支払いは、公的年金等の受取を指定している店舗のみのお取扱いとします。

3. 預入限度額

預入資格のあるお客さまお一人につき、100万円を限度とします。

4. 貯金種類および貯金者名義

期間1年のスーパー定期貯金（以下「スーパー定期1年もの」とよびます。）を作成します。定期貯金の名義は年金受取をされているお客さまの名義に限ります。

5. 少額貯蓄非課税制度（マル優）の利用

本定期貯金は少額貯蓄非課税制度（マル優）を利用することができます。

6. 適用利率

(1) 「1」に掲げる公的年金等を本定期貯金の預入期間を通じて当組合で受け取る場合、預入日に当組合が店頭に表示しているスーパー定期1年ものの基準利率に0.15%上乗せした利率を約定利率とします。自動継続後も継続日時点の「JAすこやか定期貯金」の適用金利を適用いたします。（継続方法は「自動継続扱い」もしくは「非自動継続扱い」のいずれかを選択することができます。）

(2) 当組合がやむをえないものと認めてこの貯金を満期日前に解約する場合には、その利息は預入日から解約日の前日までの日数および次の預入期間に応じた利率（小数点第3位以下は切り捨てます。）によって計算し、この貯金とともに支払います。

- ① 6か月未満 …………… 解約日における普通貯金の利率
- ② 6か月以上1年未満 ……… 「6（1）」の約定利率×50%

7. 預入期間中に当組合で年金の受取りがなされない場合の取扱い

(1) 証書記載の利率にかかわらず、預入日当日のスーパー定期1年ものの当該貯金金額に対応する基準利率を、預入日に遡って適用します。

(2) 当組合がやむをえないものと認めてこの貯金を満期日前に解約する場合の期限前解約利率の計算に用いる約定利率は、証書記載の利率にかかわらず、預入日当日のスーパー定期1年ものの基準利率とします。

8. その他

本規定に定めのない事項については、スーパー定期貯金規定（単利型）により取扱います。